

# 令和8年度会計年度任用職員（設置手話通訳者）

## を募集します

（福祉推進部 障がい福祉課）

職種	設置手話通訳者	
業務内容	手話通訳コーディネーター業務、庁内外における手話通訳業務 等	
応募資格	①手話通訳奉仕員 ②手話通訳者 ③手話通訳士	
任用期間	1会計年度以内(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日(月曜日から金曜日) ※祝日を除く	
勤務時間	日/6時間 週/30時間 (シフト勤務 8時30分～15時30分、9時～16時、10時15分～17時15分)	
勤務場所	宜野湾市役所(障がい福祉課)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大10日)、子の看護休暇(最大5日)、夏季休暇(最大3日)、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	応募資格 ①1,608円～1,659円 ②1,709円～1,744円 ③1,781円～1,811円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末手当・勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当・勤勉手当	年4.65月分(6月と12月に支給) ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	通勤距離が2km以上の場合距離に応じて支給。 但し上限あり。
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用があります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・学生でないこと ・2カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・31日以上継続して雇用される見込みのもの	
労災保険	あり	
備考	本事業予算は3月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。	

応募期限	令和8年2月5日(木)まで
応募方法	「宜野湾市会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、応募資格を証明する書類の写しを添付の上、直接ご持参ください。書類審査の上、面接日等をご連絡いたします。
問合せ・書類提出先	〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 宜野湾市役所 障がい福祉課 給付係(1F ⑪窓口) TEL:098-893-4411(内線 3511) 担当:花城